

# なかがわだより

第31号

発行日 2022年  
12月20日

発行者 中川区自治会

## ご挨拶

2023年を迎えるにあたつて

中川区自治会長 米谷 英資

中川区の皆さん、年の瀬も迫る中いかがお過ごしでしょうか。

コロナ禍の三年が経過しようとしています。さらには今後の見通しも定かではありません。この間、中川区自治会の活動は大きな制約を受け、多くの行事の見送りを余儀なくされました。今年の夏祭りでいえば、四年振りということで盛大に開催する計画を立て、子どもみこしも修理して準備を進めていましたが、残念ながら中止せざるを得ませんでした。

また皆さん個々人にもそれぞれの影響があつたものと思います。コロナ感染はもとより日々の活動や娯楽の制限、経済的な影響の大きかつた人もいらっしゃることでしょう。

しかし後ろを見ているばかりでは仕方ありません。ここまで頑張ってきたのですから、きっとこれからも頑張れるはずです。新しい年を迎えて、希望を持って前を向いて進んでいこうではありませんか。

中川区としては、まず以前の活動を取り戻すこと、そして地域の絆と助け合いを深める工夫、安全・安心・健康に暮らせる環境作り等に、区民の皆さんとともに考え、工夫をしながらしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

## 役員所感

ベテラン行事部長になつてゐるはずでした：

行事部長 片山 晴史

今年も残りわずかとなりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

早いもので私が行事部長に就任させていただいて二回目の正月を迎えることとなりました。しかしながら、その実態は、多くのイベントの中止連絡を発信する役目を全うしてきた気がします。

これはすべて憎つきコロナのせいですが、おかげで私にとっては貴重な経験値を得る機会を奪われてしまふ事になつてしましました。準備のお願いだけして、ドタキャンしてしまつた関係者の皆さまへは深くおわびしたい気持ちです。

役員の仕事は、地味で何の得もなくボランティアですが、信頼できる先輩方と関わつたことで毎日が楽しいのです。冷静沈着なY会長さん、冗談が楽しめる副会長さん、眞面目で物腰の柔らかいSさん、ちょっと個性的なI部長さん、何事にも積極的なN主事さん、踊りもプロ級のNさん、アウトドアもインドアも両方いけるK部長さん、周りを和ますNさん、今も親分肌のH部長さん、それに何か一言いいたい私、このメンバーが楽しいのです。

メンバーは変わりますが、軽いジョークを言える間柄は変わりません。

これからもお付き合いのほど、よろしくお願ひします。



## 一年間の役員を振り返つて

分館会計 林 和俊

役員の仕事を担当してあつという間、もう年末の時期をむかえることになりました。

私は古賀市に住んで二十一年ですが、公務員生活が長く、退職してからも田川の税理士法人に勤務したことから、日中古賀市内で生活することが殆どなく行事にも不参加でした。

それがこの四月からは自治会役員として積極的に行事に参加するようになり、得たことがあります。行事にも不参加でした。

これがすべて貴重な経験値を得る機会を奪われてしまふ事になつてしましました。準備のお願いだけして、ドタキャンしてしまつた関係者の皆さまへ

イベントプランを構築する所存です。

多くの皆さんのが喜んで参加していただける計画作成へのご協力をよろしくお願ひします。

# 認可地縁団体（法人）の認可と中川区公民館建物登記完了のお知らせ (認可、告示年月日 令和4年8月5日)

この度、中川区自治会が認可地縁団体（法人）となり、それにより公民館建物登記が完了致しました。自治会が法人となるためにできた「認可地縁団体（法人）」という制度の経緯ですが、平成3年3月までは、自治会等の地域の地縁による団体は「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格が認められてなく、団体名義での不動産の登記ができず、自治会等で所有する地域の公民館・集会所等の不動産の登記は、当該団体の代表者の個人名や役員の共有名義でされていました。そのため、当該名義人の死亡による相続問題や当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題、当該名義人の転居等による名義の変更手続き等が生じていました。

このような諸問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、一定の手続きにより自治会等が法人格を取得し、不動産等の登記ができるようになりました。

ただこの時の改正では自治会が不動産を保有していることが条件で不動産を有していない自治会は認可地縁団体の対象外でした。

その後の改正（令和3年5月）で認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるものとなりました。（施行日：令和3年11月26日）、（地方自治法第260条の2第1項）

これを機に中川区自治会では認可地縁団体の申請を行い認可地縁団体（法人）の認可を受けました。以下に認可地縁団体（法人）となることでの①「できること」、と②「行わなければならないこと」を記載してみます。

## ①「できること」には

自治会名義で不動産登記や契約ができる、自治会財産と個人財産の混同を防止できる、法律上の責任の所在が明確になる、対外的な信用となる等。

## ②「行わなければならないこと」には

- ・認可地縁団体は税法上における納稅義務者となるため、法人に関する税金の手続等を行う必要。法人市民税、固定資産税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、法人税、登録免許税。（登録免許税は課税ですが、他は収益事業を行わない場合は非課税か減免措置になります。）
- ・代表者や名称、目的、区域など、告示事項に変更があった場合は、市へ届け出が必要。
- ・規約の内容を変更する場合は、市の認可が必要。
- ・少なくとも毎年1回、総会を開催し議事録作成。
- ・財産目録（毎年事業年度終了時作成）や構成員名簿（変更ごとに変更を追加）を事務所に備え置く。市への届け出は不要。

（参考）地方自治法 「地縁による団体」改正部分（令和3年5月）

旧条文：第260条の2町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

新条文：第260条の2町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

以上です。

## 区民の広場

### 私の認知症予防対策

東ヶ丘二組 石橋 盛人

よく耳にする言葉で、年寄りは教養と教育が大切であると聞きます。もちろんこれはダジャレで、教養は「今日用事」があること、教育は「今日行く」ところがあることの意味ですが、予防対策の本質をついているのではないかと思います。

要は一日中テレビばかりを見ないで、外に出て、スポーツ、趣味、音楽等を実践しておれば予防になるといつゝこと思います。

私は古賀市体協のグラン・ゴルフ部に入つて樂しくやつておりますが、もちろん遊ぶのが目的にしても、人との対話、知らず知らずに三千歩は歩きますし、色々な情報も入つてきます。

七月にはシニア連合会

主催で、三野原病院の院長先生から、ギターの音色

に乗せて認知症とは何か、

その対処法から予防まで

楽しく解説してもらいました。その実践の必要性を

つづつ感じた次第です。



「よさこい」中川にこにこ隊に参加しての私の経験

岡部 純子

「よさこいを通じ、会員の健康と仲間作りを目的

にし、市、区の行事に参加し、地域の活性化に貢献する」をモットーに、毎週火曜日、十時から、中川公民館で練習しています。

先生の指導のもと、ストレッチから始まり、楽しい楽曲、リズムに合わせて、脳トレ体操、マットレスを使って全身の筋肉を解す等一時間半程おこない、休憩をしてから、さみ、鳴子を鳴らしながら、よさこい踊りを練習します。レッスンが終わつたころには、心地好い汗をかいています。

最後に、皆でモップをかけ、トイレ清掃をして一時間の練習が終わります。

「口ナ禍で、公民館も使えず、いろんな行事が中止になり踊ることもできませんでした。あたり前と思っていた事が、あたり前でなくなつた日々でした。

先日三年ぶりに粕屋よさこい祭り、大川木工祭りに参加し、楽しく踊つてきました。踊れることが幸せをつづづく感じた一日でした。

「人生百歳」の時代、いつまでも若々しく体を動かし元気でいたいと思います。

皆さんも一緒に踊りませんか?少しでも興味がある方、一度公民館を覗いてみて下さい。

お待ちしております。



出番を待つ「よさこい」中川にこにこ隊の方々

## 本の交換会始めました

分館主事 西 義昭

十月一日（第一日曜日）に始めました本の交換会で十月一～〇日までに集まつた本は三五〇冊程あり、ジャンル別では、えほん、児童本が約半数を占めています。

子どもの脳は三才位でほぼ大きあがるそうで、この時期に本に触ることは、大変良いと言われています。「子どもは国の宝」です。すくすく育つてほしいものです。

子育て中は、忙しく時間の余裕はないかと思わ

れます、が、交換本の中から選んで持つて帰るなりして、本に触れさせ、また読み聞かせにご利用ください。そのほかの本は、マンガ・食と健康・小説・文庫本・工芸・実用・趣味・娯楽・その他です。

毎月第一日曜日（一月は第二）、九時から十二時に開館していますのでご利用ください。

本の持ち込み、返却は、玄関外の箱にいつでも利用できます。

本を持参された方、ありがとうございました。

今後も読み終わった本があれば、お預けします、「交換箱」へお願いします。運営方法の説明、提供頂いた本の一覧表をホームページの一覧表をお知らせに掲示していますのでご覧ください。



コロナ禍は2022年もおさまらず中川区自治会の主要行事の多くが中止となりました。その中でも実施できた行事の紹介です。

11月19日 西校区対抗 秋のスカットボール大会で優勝



各チーム熱戦でしたが



驚きのスコアが出て



文句なしの優勝でした



11月20日

防風林美化活動



10月15日

西校区対抗 グランドゴルフ大会

惜しくも僅差で3位となりました



11月3日

ウォーキング大会  
古賀海岸 潮騒橋にて



6月18日

西校区対抗 スカットボール大会

健闘の結果3位に入賞しました

### 編集後記 ~中川区ホームページをよろしく~

中川区のホームページが開設されて1年半が経過しましたがご覧いただけていますか、まだまだ発展途上ですが、皆さんのアイデアも取り入れた面白い紙面作りを目指したいと思います。

また、今後、皆さんから寄せられた文章や写真も「なかがわだより」、「ホームページ」に「区民の広場」として掲載していく予定です。

投稿をお待ちしています。また、掲載された作品には謝礼をお贈りいたします。

投稿は以下のメールアドレスへ、データーファイルを添付してお送りください。

[nakagawa\\_info@koga-city-fukuoka.jp](mailto:nakagawa_info@koga-city-fukuoka.jp)

住所、氏名、隣組名、電話番号、  
(写真には表題、撮影場所、日時)をお願いいたします。

